

使用済燃料中間貯蔵施設  
新税調査検討特別委員会会議録  
(第5回審査)

(令和2年6月19日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

(第5回審査)

○開会の日時 令和 2年 6月19日(金) 午前11時30分開議  
午後 零時37分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	齊藤孝昭	副委員長	富岡幸夫
委員	佐藤武	委員	工藤祥子
”	杉浦弘樹	”	東健而
”	野中貴健	”	佐賀英生
”	山本留義	”	富岡直哉
”	村中浩明	”	鎌田ちよ子
”	住吉年広	”	白井二郎
”	濱田栄子	”	佐藤広政
”	岡崎健吾	”	原田敏匡
”	佐々木隆徳	”	浅利竹二郎
”	佐々木肇	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎						
副	市長	鎌田光治						
副	市長	川西伸二						
教	育	氏家剛						
公	営	企業	管理者	村田尚				
総	務	部	長	吉田真				
総	務	部	理事	市長	公室	長	千代谷賀士子	
企	画	政	策	部	長	松谷勇		
財	務	部	長	吉田和久				
財	務	部	税	務	調	整	監	樋山政之
政	策	推	進	監				

總務部政策推進監	杉澤一徳
務課長	
財務部財務課長	石橋秀治
總務部總務課主幹	井戸向秀明
財務部財務課主幹	宮下圭一
企画政策部	佐藤純也
工ネルギー戦略課主任主査	
總務部總務課主査	畑中佳奈
財務部財務課主任	山崎翼

○事務局出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	中野敬三
總括主幹	青山諭	主幹	葛西信弘
主幹	堂崎亜希子	主任主査	井田周作

(午前 11時30分 開議)

○委員長（齊藤孝昭） ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日は、先般3月27日開催のむつ市議会第156回臨時会本会議において、むつ市使用済燃料税条例が可決されたことを受けて、その後の市と特定納税義務者及び総務大臣との協議の進捗等について、これまでの経過と現況及び今後のスケジュールについて確認し、質疑応答を行うことといたします。

これより審査を行います。本日はまず理事者側より説明を受けた後に各委員からの質疑へと進めてまいりますので、ご了承願います。

それでは、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、リサイクル燃料貯蔵株式会社へのむつ市使用済燃料税条例可決成立の報告を実施した本年3月30日以降の進捗についてご報告します。

まず、特定納税義務者であるリサイクル燃料貯蔵株式会社との協議についてご報告いたします。本年3月30日に宮下市長、大瀧議長、佐々木隆徳副議長の3名がリサイクル燃料貯蔵株式会社を訪れ、坂本隆社長に対し、むつ市使用済燃料税条例が市議会でも可決、成立したことを報告いたしました。その際に坂本社長から、むつ市当局とのこれまでの協議の中で、「十分な内容確認に至っておらず、現時点では本条例に判断できる状況にない。少なくともこの条例にある税率、税目では当社の事業が立ち行かなくなるのではないかと懸念があり、このまま施行されることは私たちの会社にとって問題であると考えている。現時点では、条例第12条に基づく減免措置の協議をさせていただきたい。今後とも、市議会に提出させていただいた意見書に記載した内容について、むつ市当局とお互いに十分な理解に達するまでしっかり協議を重ねさせていただきたい」との発言がありました。このことを受け、リサイクル燃料貯蔵株式会社とは、今後新税の課税を前提に、その減免措置に向けた協議を実施することとなりました。

また、意見書に記載した内容について、「十分な理解に達するまでしっかり協議を重ねさせていただきたい」という発言もありますことから、意見書に挙げられた論点について、現在説明し、協議を行っている状況でございます。

条例可決成立後、リサイクル燃料貯蔵株式会社とはこれまで6回の協議を実施し、その中で5月14日に意見書に挙げられた論点に対する市の見解についての詳細資料を提出し、説明しております。説明内容については、お手元

に配布させていただきました資料「R F S社意見に対する市の見解」を御覧願います。エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市のホームページにて資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

論点としては、4項目6点あり、それぞれに対する市の見解について丁寧な説明に努めておりますが、本特別委員会では概要をまとめてご説明いたします。

論点の1、「R F S社の担税力に応じた税率であること」の①、「事業開始に向けて、原子力規制委員会の審査を受けている状況にあり、確度の高い収支計画に基づく担税力の見極めが困難な状態である」の項目については、「稼働時の事業収支計画、工数管理を現状で固定して事業成立性をシミュレーションすることは可能ではないか。つまり、総括原価方式に基づき、事業の工数管理から積み上げて算出した費用から逆算して収入となる貯蔵手数料を見積もることが可能と考える」という当市の見解を示しております。

これは、収支計画について、一般的な収支管理の考え方及び競合他社が存在しないという中間貯蔵事業の特性からすると、人件費、外注費用、設備費用、一般管理費、公租公課等の費用積み上げ、収入となる貯蔵手数料を逆算する形で試算が可能という考え方であり、減免協議の前提となる収支計画のシミュレーションの提示を要求するものでございます。

また、②、「税率について、他自治体と比較しても高額であり、過重な負担ではないか確認する必要がある」という項目に対して、「減免措置について協議を行い、負担可能な税率を課税できるよう特例条例を制定する。また、実質的に税負担をする東京電力HD（ホールディングス）、日本原電の担税力を他と比較すると、過重な負担と言えないことを前提に減免協議を進める」という見解を示しております。

これについては、中間貯蔵事業に係るリサイクル燃料貯蔵株式会社の収入は、基本的に使用済燃料の搬入元である東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社からの貯蔵手数料となることから、新税は実質的にその2社により負担されることを前提とした検証をしております。2社の売上高に対する新税の負担割合をほかの使用済燃料税を導入している自治体と事業者の例と比較しており、おおむね同水準であることから、過重な負担とは言えないことをデータとともに示しております。減免協議においては、このことを前提として進めていきたいと考えております。

次に、論点の2、「合理的理由に基づく財政需要が対象であること」の①、「財政需要について、中間貯蔵事業の遂行に起因すると理解できないものがある」の項目について、「財政需要に掲げた全ての事業が中間貯蔵事業の遂

行に起因するものである」という見解を示しております。

リサイクル燃料貯蔵株式会社に対し、財政需要の事業一つ一つについて、中間貯蔵事業に起因する理由を作成した資料を提出しており、理解を求めることとしております。

次に、②、「法定外目的税にすべき」という項目については、「市民の幅広いニーズに対応するため、用途を限定せずに柔軟に活用可能な法定外普通税とする。なお、税目の決定権は市が有している」という見解を示しております。

これは、これまで市議会においてご説明してきた内容のとおり、リサイクル燃料貯蔵株式会社に伝えているものでございます。最近の例として、使用済燃料保管税を法定外普通税とした新潟県柏崎市も同様に普通税としており、同市は財政需要の詳細な資料の提出は、今般事業者からは求められていないと伺っております。

次の論点3、「合理的理由に基づく課税項目であること」の「使用済燃料の受入れに対する課税を導入することの合理的理由があるか」の項目については、中間貯蔵事業では、貯蔵行為と同様に受入行為にも危険負担が生じることになり、それに伴い発生する財政需要に対応するための課税となるという見解を示しております。

これにつきましても、これまで市議会においてご説明してきた内容のとおり、リサイクル燃料貯蔵株式会社に丁寧に伝えているものでございます。受入れという行為なくして保管はあり得ませんので、保管だけの事業でないということは言うまでもありません。

最後の論点4、「青森県等の動向が見極められていること」の「複数の自治体からの課税により担税力を上回ることは回避しなくてはならず、青森県の動向を見極める必要がある」の項目については、「青森県に対して確認してきたが、明確な課税の意思表示がない。原子力災害対策重点区域の分類における位置づけとして、広域避難が必要となることが想定されておらず、県に大規模な財政需要が発生することはないと認識」という見解を示しております。

これにつきましても、これまで市議会においてご説明してきた内容のとおり、リサイクル燃料貯蔵株式会社に丁寧に伝えているものでございます。

資料に基づく説明は以上でございますが、こうした特定納税義務者から出された論点の解消に向けた協議を行って行く中で、税負担の能力についての精査が進み、申出のあった減免協議のベースが出来上がっていくものと考えており、市議会から附帯決議としていただきました「事業者の経営状況の正

確な把握に努め、過重な負担とならないよう最大限真摯に対応すること」に基づいた対応をしてまいりたいと考えております。

現在の状況であります。これまで述べてきた個々の論点ごとに細部を詰める協議を進めることとしており、まず最初としてリサイクル燃料貯蔵株式会社からは、論点に挙げられている財政需要の詳細確認について対応を求められており、具体的には全27に及ぶ個々の事業について、中間貯蔵事業との関連性や事業者が負担すべき割合とその考え方、課税期間5年間の事業費の内訳とその財源、事業の必要性、スケジュール、事業の基になる計画、事業により見込まれる効果等について全12項目の資料を作成して、6月15日に提出し、説明しております。

財政需要については、あくまでも新税検討プロジェクトチームが10月に作成した案でありまして、市議会議員の皆様には毎年度、新年度予算案の形で議案として上程し、ご議論いただく予定となっております。事業内容の変更や新たな事業要求が生じる可能性があることもリサイクル燃料貯蔵株式会社には説明しております。

次に、青森県との関係についてご報告いたします。条例可決成立後、その旨を市長が知事に直接お会いして報告するため面会を申し入れましたが、応じていただけず、3月31日に市長が直接手紙を書いて報告するとともに、県からの問合せにはいつでも応じる旨、知事に直接伝達しております。その後県からは、特に連絡はない状況でございます。

次に、国との関係についてご報告いたします。リサイクル燃料貯蔵株式会社との協議が進み、減免について合意した段階で、必要に応じて減免に関する特例条例を市議会へ提案させていただき、御議決いただいた後に総務省に対し、地方税法に基づく大臣同意協議を行いたいと考えております。

よって、今後はリサイクル燃料貯蔵株式会社との協議を進め、市といたしましては8月までに税率について合意することを目標として進めていきたいと考えており、リサイクル燃料貯蔵株式会社には誠意を持って対応していただきたいと考えております。

本年3月30日以降の進捗についてのご報告は、以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） それでは、質疑に入る前に皆様にお諮りいたします。

今までは会議規則第116条に従いまして質疑を行ってまいりましたが、本日の会議は1議員3回までの質疑としたいと思いますが、このことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたしま

す。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 今の説明を聞いて、私本当に2項目めの説明に怒りを生じています。今の説明を聞きますと、むつ市の今後の事業に対する財政需要に対して、その説明を市がしているわけですよ。何でそういうことがされるのか、またそれにどうして答えているのか。本当に私は怒りを感ずいます。財政需要を聞くということは、私どもの市政、そして市民の暮らしを聞いているのと同じことなのです。何でこういうことをリサイクル燃料貯蔵株式会社、一事業者に答える必要があるのか。私はすごく憤慨しています。

当時誘致したときの東京電力さんの思い、もう二十数年たって、そのときの担当者、そしてまた新しくつくられたリサイクル燃料貯蔵株式会社の社長以下役員も替わっていて、当時のむつ市民の思いをきちんと理解しているのか、私は本当にそういうことを疑念に思っています。何でこのような形の中で今さら話をしなければならないのか。

さらに、このようなことを市にさせることによって、いたずらに協議を長引かせようとしているのではないかと私は疑念に思っています。さらに、来年度の事業開始に合わせた、今はその新税の議論であって、減免協議の申入れが社長からあって、そのことに基づく協議であるはずなのに、全くスピード感がない。また、今様々な原子力規制委員会での協議の中で、この事業を逆に私は延期するのではないかということの疑いさえ持っています。このことについて、市はどのように考えているのかお伺いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今山本委員のほうからは、3点ほど質議があったと思います。

まず、1つ目の財政需要ということについて、詳細を聞かれているということに関しては、私自身も大変不信感を抱いているというところがございます。財政需要の詳細確認ということについては、今減免の協議をしている最中ですから、減免措置の根拠とならないということは明確に伝えています。詳細を確認すればするほど、それは行政需要というのは膨らんでいくわけがありますし、我々はさらにこの先も、昨日日本海溝の地震の話がありました。が、どんどん、どんどん行政需要というのは膨らんでいきます。そういう論点もありますし、また行政需要ということは議会で議論をしていない事項ですから、これを私たちが提出してそれを査定するというのは、私は議会軽視にも当たるといふふうにも感じています。そのことは、今後しっかりと伝えていきたいというふうにも思っています。ですから、先方が減免協議ということ



あれば、その経営上事業が立ち行かなくなるという根拠、これをしっかり伝えていく必要があると。

ただ、事務局、事務方が、こんなの出す必要ありますかという話で、最初はほとんど空欄で私のところに持ってきました。出さなくてもいいのではないかという話になったのですが、ただ私の判断としては、出せと、出してくれと、詳細書いて出してほしい、そういうふうに言いました。それはなぜかといえば、そのこと自身を理由として、今後この協議が延ばされる、そのことの懸念があるから、あえて今現状P Tで検討した範囲の中で全27事業、確認事項としては全12項目、総計324項目、全て網羅して提出をさせていただいております。

質問の2点目ですが、今回の新税の協議を長引かせているのではないかというお話ですけれども、新税の協議スケジュールについては、私たちは8月をめどに合意ということで先方に伝えておりますので、これに応じていただきたいと、そう思っています。

質問の3点目ですが、事業そのものも今後延期されるのではないかということについてでありますけれども、事業開始の時期については合計7回ですか、延期されたの、6回ですか、もう何回延期されたか分からないぐらい延期されています。その意味では、期待というものを大きく裏切り続けた結果となっていて、私たちとしては今も現状その事業者との関係で、時期について認めていないという状況にあります。そうした信頼感、信頼関係を大きく損ない続けてきているその事業者との関係という意味でも、今回の協議については、しっかり8月までに結論が出るようにR F S社には今後求めていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員長（齊藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 今市長は、これから資料も含め説明するのだという話です。そうなれば、この使用済燃料税について、第12条で市長が減免措置ができるということを網羅しているわけですよ。そうなったときに、ではむつ市のこれからの事業に対して、財政需要がかかった分、リサイクル燃料貯蔵株式会社では税を増やしてくれるのですか。そういうことであれば、どんどんやってほしいし、そうでなければ、私はそういう意味では疎いのですけれども、私どもこの事業に対して、例えば県、国に対して、そういう自分たちの事業に対しての財政需要を求める、それは普通であって、一企業にそういうことをしていいのかどうか。本当に市民の暮らし、市民の生活、それを一業者に知らしめていくことがいいのかどうか。私どもは、言葉は悪いのです

けれども、ほいどではありません。特に東京電力さん、日本原子力発電さん、私どもは国民としては認めますけれども、実際自分たちが電気利用しているのはよその会社であります。よそから来て、このような形で進めるといのはいかがなものかなと、強い憤りを覚えます。

そして、2項目めの②の、先ほど部長のほうから説明がありましたけれども、法定外目的税にすべきと、そういうことを軽々と話をする事業者、その件について、市長、どのようにお考えですか。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、今回条例で新税というものが制定したということは、経緯も含めて、特別委員会での議論も含めて成立したということは、これはむつ市の民意そのものだというふうに私は思っています。この税率についても、税目についても民意そのものであるというふうに認識していますので、そうした中で私たちは交渉に当たっているということはまず申し上げたいと思います。

今山本委員のほうからありましたとおり、まさに市民生活を査定するかのようやり方というがふさわしくないというのも、私どもとしてはそのように認識していますし、そのことは伝えてはいるつもりであります。今後やはりこうした発言が議会の中でもあったということも併せて伝えることで、その点について理解をしていただけるというふうに私は考えてございます。

いずれにいたしましても、課税を前提とする減免協議になっていて、今日皆さんにももう資料をお渡しして先ほど詳細説明しましたが、これ以上何の説明が必要なのだと私自身は思うわけです、減免について。あとは向こうがどう応じるかというだけで。ですから、私たちが特別委員会やっていた昨年度の段階で、最後のほうで誠意がないというふうに答えさせていただきましたが、その意味を皆さんも今は理解していただけるかなと、私はそのように感じてございます。

○委員長（斉藤孝昭） 山本留義委員。

○委員（山本留義） これから折衝するのは市部局でありまして、私どもではありませんけれども、当時のことを振り返って、今回のこういうことは本当に残念でならないのですけれども、特にいまだに中間貯蔵にも反対だという人が結構いるのです。そういう中でも、今市長が新型コロナウイルス感染症対策としてむつ市独自の11億円に迫る、この厳しい財政の中で市民に対して努力しているのですけれども、そういうことも分かりつつも、やっぱり反対の人もいるという中でここまで来たのだということのリサイクル燃料貯蔵株式会社の皆さんに理解していただいて、本当に自分短気で、もう堪忍袋の緒

が切れそうなのですけれども。

そのことを含めて、市長、これからもその当時のことを検証しつつ、リサイクル燃料貯蔵株式会社さんのほうに税については強くお話ししていただければなと思います。

私も会社経営した経緯がありますので、例えばリサイクル燃料貯蔵株式会社が東京電力ホールディングス、日本原子力発電株式会社に自分たちのリサイクル燃料貯蔵株式会社の年間の予算はこれくらいかかるのだ、それでむつ市に使用済燃料税払う、それがこのくらいかかる、そういう形の中で説明して、両電力からこういう説明があつて、今のむつ市に説明させるのと、自分たちがそういうことを説明するのと同時に進めなければならないと私は思うのです。

最後ですから、そういうことも含めて、市長はこれからどのような協議を進めていくのかお伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、そもそも中間貯蔵事業ということが核燃料サイクル事業の中に位置づけられていて、日本では初めての事業だということで、極めて難しい事業だというふうには私自身も思っています。様々な環境の要素も、環境というのは自然環境という意味ではなくて、経済、社会、政治情勢の中では極めて難しいものだというふうに思っていますし、それを引き受けたというむつ市ということでは、これはやはりある意味、国も、県も、事業者も、この立地地域を第一に考えて行動すべきだというふうに思います。そうした中で、今回のその協議というものも真摯に対応すべきだと思いますし、具体的に言えば説明責任というのをどちらが果たすべきかということだというふうに思うのです。そういう中で、先ほど委員のほうからあつたとおり、今の経営状況の話ですとか、これからの会社の経営方針の話ですとかというのをRFS社を中心として、親会社ともよく相談をして持ってくるというのが筋であろうというふうに考えておりますので、私どもとしてはその点はしっかりと伝えさせていただきます。

ただ、私たちに交渉上非があるような形で、むつ市が資料を提出していないからできないのだというような言い訳をさせないように取り組むということの一環として、その財政需要の一覧表を詳細出させていただいたということでもありますので、その点もご理解いただきたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） そのほか質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今までの交渉の過程を伺いました。私も宮下市長、そし

て佐々木隆徳副議長とともに条例可決後、R F S社にその条例可決の報告に行きまわりましたが、その際に坂本社長との意見交換の中で、私のほうから、「この税率では事業が立ち行かなくなるというのであれば、その根拠となる事業者の収支のシミュレーションを示してほしい」と伝えたことを記憶しています。それでも、いまだに明確な回答はないようです。

市長をはじめ、市側が努力しているものの、これは簡単に進む協議ではないと、このように予感しております。先ほど山本委員がお話をしていただきましたが、現在R F S社が当市の財政需要の精査を行っているとのことですが、財政需要を精査して、税率の減免を議論しようとしているのであれば、それは全く的外れの議論であります。条例の第12条第2項では、減免の条件について、R F S社の「経営状況からみて過重な負担であると認められるとき」と規定しております。つまりR F S社が減免の協議の際に示さなければならぬのは、市の財政需要を値踏みする根拠ではなく、事業者の事業が立ち行かなくなる経営上の根拠のほずでございませう。この点をR F S社にしっかりと明確に伝え、減免協議に必要な経営計画を早急に提示させるべきと、このように考えますが、市のこれからの交渉の見解としてはどのように考えているかお聞きいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、大瀧議長とは3月30日に条例案の制定の報告ということでR F S社にご同席いただきました。その際に、先ほど議長からもお話ありましたが、ビジネスマンとしての大瀧議長の発言だったと思いますが、「会社であればどれぐらいの売上げがあって、普通は事業計画でやる前に計算できるはずだ」というようなことを言っていたのです。私は、そのときに、なるほどそのとおりのことというふうに思いましたし、また今の質議でもそのように感じさせていただきました。

今ご質議の中でありましたとおり、計画を向こうがしっかりと出した上で、その減免の協議を進めていくべきだということはおっしゃるとおりでありまして、先方がこの税率では事業が立ち行かなくなるということを申し入れたということですので、改めて我々としてはその根拠の提示を求めていきたいというふうに思っております。

この協議いつまでやるかということは、大事なポイントになってくると思いますが、我々としては8月までにということをお願いしております。通常いろんな協議、どれぐらい時間かかるかということの目安で行くと、例えば国で法令をつくるときにどれぐらい正式な協議が必要かということ、あれは

2週間でやっているのです、閣議決定まで、各省から出すのに。2週間あれば大体大概のことは、国の法律です、それでも調うわけです。当然事前に半年ぐらい前から各省にお願いしていることもあるのですが、政治過程論の中で国の法律というのは非常に重いですが、2週間あれば、極めて厳しいやり取りをやる時もありますけれども、成立はするわけです。

この協議というのは昨年から続けていて、今回も3月以降6回にわたって協議しておりますが、依然このような回答をしているということについては、私大変遺憾に思っておりますので、今大瀧委員からのアドバイスを踏まえまして、やはりしっかりとした事業計画を出していただき、それに基づく減免協議ということの内容で再度伝えさせていただきたいと考えてございます。

○委員長（齊藤孝昭） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） また、この報告に行った際に、坂本社長のほうから、この税率では事業が立ち行かなくなるため、減免措置の協議をさせていただきたいという発言があったと、このように記憶しております。やはり経営上の事情による減免措置を望む発言であったはずなのに、現在これいろいろありますけれども、市の財政需要が中間貯蔵事業と関連があるかどうかで減免の議論をしようとしているとしか思われません。これは、RFS社の中で方針が一貫していないのではないかと、一貫していないことを示していると、このように思われます。このような姿勢では、今後交渉相手としてお互いに信頼し、信用して議論できないのではないのでしょうか。

むつ市の将来にとって重要な議論をしているということを経営者には重く受け止めていただき、誠実に協議することを強く求めていただきたい、このように思います。市長の考えをひとつお尋ねいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

減免に応じるかどうかということ、あるいは交渉相手として信頼ができないのではないかと論点についてですが、そもそも特定納税義務者の合意というところまで、果たして本当にその新税ということの成立要件になっているかどうかということまで私は考えざるを得ない、そういう振る舞いなのかなというふうにも思っています。ただ、一方で誘致したときからのその経緯を考えれば、この誘致企業をパートナーとして市政発展に努めていくという当初の考え方もありますので、やはり我々まずは8月というような交渉の期限を当初よりお知らせしておりますので、その時点で今大瀧委員からもご指摘のあった論点について再度考えていくということだと思っております。

また、皆さんからも応援をいただいて、この議論を進めていきたいと、このように考えてございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかにありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） これまで2人の委員から質疑がありまして、重なる部分があると思いますけれども、ご容赦願いたいと思います。

改めてリサイクル燃料貯蔵株式会社との協議状況について質疑させていただきます。財政需要につきましても、現在進められている協議事項だという報告ありました。財政需要は、防災安全対策、生業安定対策、民生安定対策、共生対策等、全て市の発展に必要な事業を計上しているものと理解しております。

また、昨年10月、市プロジェクトチームが立案してから7か月が経過しておりますけれども、状況も変化している実情にあります。例えば4月に内閣府が発表した日本海溝・千島海溝で巨大地震が発生した場合の津波浸水想定により、今後市の津波防災に対する財政需要は大きく増加することが予想されます。また、昨今のコロナ対応により、常に新たな財政需要が発生しているものと認識しております。

法定外普通税を財源とした事業は、毎年度の議会の議決事項であり、議会の外で事業査定を行うことは、事業者の議会軽視の姿勢そのものだと思います。市民生活を守るために発生する全ての財政需要が新税の財政需要となります。今後増えることはあっても減ることはない、この財政需要について、事業者が突き詰めれば突き詰めるほど減免の余地がなくなるものと理解しております。減免に応じる必要性に疑問を感じるのですが、市はどのような見解を持っているのかお尋ねいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今浅利委員の言っていたとおりでというふうに私も思っております。加えて言うならば、減免に応じるかどうかということすら市の専管事項ではなくて、これは議会の専管事項です。条例案をつくると、制定するということですので、そのときにしっかりとした形でまた皆さんと議論をします。仮に減免を認めるとしたらですけども、認めたとするその税率によって財政需要というものを改めて、それもまた議会で議論をして決定していただくということが筋なのだろうというふうに考えておりますので、その点は浅利委員と私も気持ちは一つであるというふうに申し上げたいと思います。

○委員長（斉藤孝昭） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ただいま市長からご説明のあったように、減免の根拠

は特定納税義務者に立証責任があります。議会での議決事項となることから、財政需要を精査されることによる減免には応じないことをここで申し上げておきたいと思います。

リサイクル燃料貯蔵株式会社がこれまで事業開始の延期を繰り返し、必達目標と自ら掲げた地域との約束を守ることができず、失ってきた信頼関係を取り戻すためには、市の財政需要に理解を示し、協議を進めることを期待して私の質疑を終わります。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。鎌田ちよ子委員。

○委員（鎌田ちよ子） ただいま3名の委員の皆様からの質疑もございましたが、私からも1点お伺いいたします。

これまで協議を重ねてきた現況も伺っておりますが、リサイクル燃料貯蔵株式会社が意見書に挙げました論点の中で、現在財政需要について詳細を確認することを求めているとのことの説明を先ほど受けました。そのことは、新税の用途を特定し、中間貯蔵事業との因果性を見極めようとする行為であると理解しています。暗に税目を法定外目的税にすることを求めているように感じます。

例えば子供の医療費の無償化など、市民生活に直結し、市民の暮らしの安定に寄与する事業や社会的弱者を助ける様々な福祉関連事業なども中間貯蔵事業に関係ないとしてリサイクル燃料貯蔵株式会社が切り捨てようとしているのであれば、これまで中間貯蔵事業に協力してきたむつ市民に対し、これほど過酷な行為はないと思います。法定外普通税とするか、法定外目的税とするかは課税自主権を有するむつ市の専権事項です。納税義務者側がそこに介入する余地はないものと理解しています。これは、私の認識でよいのでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりでありまして、法定外税の税目については、自主権を有する自治体のほうに選択の権利があるというふうに思いますし、これを普通税とするのか目的税とするのかということは我々自身の問題だというふうに考えています。

そうした中で、子供の医療費ですとか高齢者サービスというようなお話が今ありましたが、様々な税目というか、様々な事業に活用できるというほうが、これはその事業者にとってもそこにいるということの意味、位置づけ、あるいはそういうことを市民の皆様との関係で理解が進むということですか

ら、私たちとしては普通税の選択をしたということでありまして、そういった趣旨を十分に理解をしていただくように今後協議を進めていきたいと、このように考えてございます。

○委員長（斉藤孝昭） 鎌田ちよ子委員。

○委員（鎌田ちよ子） プロジェクトチームの皆様、市長をはじめ頑張っていたきたいと、これからもよろしく願いするところでございます。

事業者でありますリサイクル燃料貯蔵株式会社とむつ市にとって最も大切であり重要なのが信頼関係であると私は認識しております。税の用途につきましていろいろと詮索することは、事業者自らがこの信頼関係を壊す行為ではないでしょうか。市民が不信感を抱くようなことのないように、誠実に協議を進めていただきたいと願っています。

私は、これまで一貫してこの財政需要について質疑させていただいてきました。私たちは、今大変重要な立場にあると認識しております。むつ市の未来、子供たちが安心して日々の生活を営んでいけるように、しっかり声を形にしなければならないと思っております。本当に「笑顔かがやく 希望のまち むつ」の実現のために、このプロジェクトチームの皆様にもこれからも頑張っていたきたいとお願いをいたしまして、質疑を終わります。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 報告を受けて、今数名の委員から発言されたような内容についてはごもつともだなというふうに思っております。特に2項目めの財政需要や法定外目的税にすべきというような案件については、我々は特別委員会でいろいろ協議をしながら、そのような認識でもってよろしいと、これでやっていこうという了解をしながら決めてきたことでありまして、今さら論外であると言わざるを得ません。

それで1つ、相変わらずどこを向いて話をしているのかという点があります。最後の特別委員会で私も話をさせていただきましたけれども、青森県の様子を伺うというようなことが今回もこのようにして上がってきております。このことは、県が既得権を持って、余裕を持って事業開始まで、安全協定を締結するまで余力を持って検討しているのかなというふうなうかがいをするわけですが、それにしても県議会の動向を見据えて決定されるものだと、こういうふうに思っていますが、我々のほうが当事者意識でもって将来のむつ市像を求めてこういう決定をしてきて、むつ市のことを第一義に考えてもらわなければならない当事者に、なぜ青森県の動向をというようなことを常に持ち上げてくるのかというようなことについては、いささか憤りを感じるところであります。何としてもこれは譲ることなく、顔はこちらに



向けて協議をさせていただきたいというふうなことで、ここが最後までネックになっていくことだろうと思っております。

市長は、再三にわたって知事にこれに関する協議を、税率ではなく配分に関する協議も何年もしてきておりますけれども、そこにも県の意向というのがうまく映されていないということの思いをにおわせて、市長はこのような今の決断もしているはずであります。何とせよリサイクル燃料貯蔵株式会社には、県とともにではなく、むつ市を通して県に話をしながらというようなことを、親会社の東京電力にもそのような協議をしてもらうというような腹が我々には全く見えてこないということが現実でありますので、何とせよ青森県との動向、この辺を我々はそれを見守るというようなことはできないということで、市長にはぜひその辺の協議も進めていただきたいと思いますと思っておりますが、その辺の協議の内容についてはこのコメントだけでは分かり得ませんので、内容を少し説明していただければありがたいと思っております。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

立地の経緯からして、私が言うのもあれですけども、富岡幸夫委員のほうがよくご存じだと思いますが、そもそもむつ市がほかの原子力立地施設と異なるのは、むつ市が誘致をしたということです。ですから、これは青森県と連携してとか、青森県が誘致してむつ市にお願いしたということではなくて、この中間貯蔵施設はむつ市が誘致した施設なのです。ですから、その点を考えていくと、事業者がどこを向いているのかということ本来は論ずるまでもないというふうに私は思っています。ただ、諸事情があってというか、様々な理由があって、こういう4番目の「青森県との動向が見極められていること」というふうに書いているのですが、やはりみんな替わってしまうのです、社長ももう3人目ですか、当時からいくと。担当者というレベルではもうほとんど替わっています。大変これは技術的に頑張っていたいて、本当市もお世話になった副社長も先般退任されました。それは、私非常に残念でしたけれども、そういうようにどんどん、どんどん人が替わると、その当時の気持ち、志、地域への思いというのが薄らいでくる。それは事あるごとに私たちは言っていかなければいけないことだと思いますし、まずRFS社との、特定納税義務者との協議の中では、しっかりとそのことは伝えていきたいと思っております。また、それは当時から携わっていただいた皆さんの声としてもしっかりと伝えていきたいと考えてございます。

○委員長（斉藤孝昭） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） ぜひそのような方向づけで協議を重ねていただ

たいなと、こういうふうに思っております。

県との関係については、市長が青森県副知事と下北郡内の交付金について、協議のテーブルに着くような、そういう状況にまで持ち込んできたというふうに思っているわけですが、事これについてはそれとは全く別問題でありまして、今市長がお話しされたように、我々の主張というのはきちっと示していかなければなりませんし、リサイクル燃料貯蔵株式会社にはそのことをよく分かっていただかなければなりません。

リサイクル燃料貯蔵株式会社は、これまで莫大な投資をむつ市にしてきたというふうにも思っておりますけれども、結果は別にまだ出ているわけでもありませんし、実績が一つも上がっているわけでもありません。そういう中でも、実績のある柏崎市では、税率が東京電力で上げられたというようなこの経緯もありまして、実績のないリサイクル燃料貯蔵株式会社が自分たちがどのような形で担税力に応えられるのかというようなことを思えば、これは我々が示すべきではなくて、彼ら自らリサイクル燃料貯蔵株式会社が東京電力と協議を重ねて、この辺で減税をとというようなことを話ししてくるのが当然のことでありまして、そういうふうなことになるので、まだ目の前での話だけで終わる。これが言わば市が8月までに交渉で結果を出したい、こういうふうなことを思っても、実はそのときの話はこういう場面での話だったということを経済電力からの知恵ではないですけれども、事情によって言い含められるというようなことがあってはならないのですよね。

ですから私は、リサイクル燃料貯蔵株式会社という会社がむつ市に所在して、ただ単に本社を置きましたということだけでなく、本当に全てのことについて、エネルギーの関係全てここからの影響力もありますよというようなことを彼らが胸を張って言えるような会社にしていただきたいと、こういうふうに思うのです。それくらいの交渉をしていかないと、どうしても我々はこの先のことまで、もう既に20年たちました、この先50年で終わるかどうかわかりませんね。だから、そういうふうなことは腹を据えて、今替わった人たちにも肝を据えて分かっていただかなければならない、何としてもこういうふうな話を続けさせてもらわなければならないのです。

そういうふうな思いに立っておりますので、県との関わりについても、市長はもう少し知事、副知事との協議、または下北郡内での協議というふうなこと、どういうふうな織り交ぜをしながら今後進めていかれるのか、少しお話を聞かせてください。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、50年で終わらないかもしれないというか、50年

で終わります。それは、まず明確に申し上げておきますが、交渉の今後の進め方ということでいきますと、県との関係というか、まず特定納税義務者、R F S 社との関係でいきますと、やはり問われたことに対しては、もう正確に、直ちに答えるということの繰り返しを早いサイクルでしていくということだけだと思っています。こういう形で、その議論の中身が、向こうが何言ってきたかというのは、今日も私どもとしては、公にしていること以外は言っていないつもりです。ですから、そこの部分の信頼関係は保てていると思うのですが、私たちがどういう主張をしたかということは、この場で、こういう議会の特別委員会の場でしっかりと明らかにして、そして皆さんのそれぞれの市政に対する目線というものも、あるいは多様性というものもいただきながら、それをさらにR F S 社に返していくという作業を通じて交渉を進めていくしかないかなというふうに思っています。

今日の議論もそうですが、新税の議論をしていきますと、何となくR F S 社そのものが市政との関係でよくない立場にあるような位置づけに一見見えるのですが、決してそうではなくて、これまでもR F S 社というのは市政に対して貢献してきたところ大でありますし、今後もそういった位置づけの会社であると思うのです、国策の会社でありますから。ですから、そういったことも今の現状の体制の人たちはよく考えたほうがいいです。歴史の中にある会社だし、将来の中での自分たちの位置づけが何なのかということを考えた上で、交渉の一つ一つに私は臨んでいただきたいと、このように考えてございます。

○委員長（齊藤孝昭） ほかにありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今の富岡幸夫委員と私も若干重複することになりますけれども、ご容赦願います。

県との関係について、1点だけ伺います。先ほどの部長の報告によりますと、これまで知事とは面会の申入れに応じてもらえず、条例成立の報告を対面できていないという報告がありましたが、これは私の私見でありますけれども、意図的に知事が会おうとしていないのではないかと、そのような感じがいたします。

一般的にでありますけれども、県知事に対して首長もしくは市長、村長が重大な報告をする際には、忙しい中でも、もちろんですけれども、時間を割いていただいて、対応していただいてしかるべきであると、このように思いますが、市長や議長は地域住民の代表であり、そのことを軽んじているのではないかと、そのように疑問に思いますし、また怒りを感じるころでもあります。

課税の意思を明確にしないばかりか、市長のほうから歩み寄ろうとしているのに対して極めて不誠実であると思います。仮に今後県が課税の意思固めて、市との調整が必要な状況になっても、条例制定済みの市に優位性があることは揺るぎないことであり、県が歩み寄りによって協議の申入れをしてくるのが筋だと、私はこのように思いますが、今後県との関係もしくはこの先の進め方について、市はどのようにして持っていくのか伺います。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私も、面会を申し入れてお断りされるというのはちょっと想定外でありましたが、そういう中でコロナということもありましたので、1つはそれを理由にされたのだというふうに思っております。ただ、委員のおっしゃるように、重要案件について、通常首長同士が腹を割って話すということは大変重要なことだというふうに私は思っています。これは、私の考えですから、知事さんがどうお考えになるのかというのはまた別の話だと思っておりますが、私もそのとおりでというふうに思っています。

今後県との関係をどのように進めていくかということですが、私が知事へ書かせていただいたその手紙の中では、我々としてこういうふうな形で成立をさせていただきましたということです。課税の意思があるかどうかを事務局にも確認をさせていただきましたが、明確な回答をいただいております。性質上私たちのほうから協議を申し入れる内容ではありませんので、またあるいは今までの経緯については全て公文書のほうで提出をさせていただいておりますということも申し添えてございます。

また、そうした中で、我々としてはいつでも、ある意味協議に応じるというようなことは伝えさせていただいておりますが、ただ一方で、もうこの段階になって私たちのほうから協議をお願いしますと、そもそも課税をするかどうかを明確にしていけない主体に対してそういうふうなことを言うということではないと思いますので、今後何かそういうアクションがあった場合には適切に対応していきたいと思っておりますが、先ほど富岡幸夫委員からもお話があったとおり、私たちとしてはこの誘致というのはむつ市がしたものでありますし、新税という企画も私たちがしたものであります。途中から入ってくるということは想定しておりませんし、その点について特に協議に応じるということもないかというふうに考えてございます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 市は、これまでに市民アンケートの実施や有識者へのヒアリング、そしてまた「希望のまちづくり市民のつどい」などの開催と、

非常に広く、また深掘りした闊達な検討を行ってきたものと私自身理解しております。また、市議会でもこのような特別委員会を設置して、多くの議論を交わし、ようやく使用済燃料税条例が出来上がり、まさに市長をはじめ理事者、そして市議会が一丸となって成立させたこの条例の重みを県はしっかりと受け止めるべきであり、今後県との関係で何らかの議論が生じる場面であっても、市の取組の正当性、優位性を堂々と主張すべきであり、改めて市長の考え、決意なりを伺います。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

二重課税の論点というものは、事業者にとってもこれは重要な論点だということで、このような形で社の意見として上げてきているのだというふうに思っております。ただ、繰り返しになりますし、皆さんはよくご存じだと思っておりますが、私たちはもう明確に意思表示をしているわけです。これ新聞読んでいないはずがないですし、またあるいは報道を見ていないはずがないということは、即時性という意味では。それに、公文書でしっかり送っています。これが私たちに対する協議が、あるいは県が足りない、ちゃんと話しに来いと言うのであれば、コロナの関係で全て私たちは公文書ですらもらっていません。ある意味県と市の関係でいけば。それは、では一体何なのだという話になります。私たちとしては、誠意を持って審議の過程についても、これは県のほうにはご報告させていただいているという認識でおりますし、その認識が違つかまた言われると思うのですが、そういう認識でおりますし、また今後何らかの話があれば、当然話はお伺いすると。ただ、ここまで来て簡単に譲るということはあり得ませんし、二重課税の議論というのは現時点では生じないと。正々堂々と私たちは、そこでは自分たちの財政需要をしっかりと説明をして、ご理解をいただいくということだと考えてございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で本日の報告に対する質疑を終わります。

それでは、次回の審査内容及び日時についての協議となりますが、次回につきましては、今回同様に市の新税に関する動向を注視しつつ、適切な時期、内容により審査することで正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、このことについてご意見等があれば発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） なしと認めます。

それでは、次回の審査内容及び日時は正副委員長にご一任いただき、決定し次第委員の皆様へ通知することといたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会は、これにて散会いたします。

（午後 零時 37分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会

委員長 齊藤孝昭